

令和8(2026)年度栃木県移住セミナー開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8(2026)年度移住セミナー開催業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県内市町等と連携し、地域の暮らしや就労等並びに子育て環境等に関するセミナーを開催することで、移住希望者の具体的なイメージの形成を図り、栃木県への移住を促進することを目的とする。

あわせて、本県地域の魅力を発信し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域と継続的に多様な形で関わり、将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大も目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9(2026)年3月31日（水）まで

3 業務の内容

乙は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。その他、目的を達成するために必要な業務を実施すること。

(1) オンライン移住セミナーの企画

地方への移住を検討する東京圏在住の20代から40代を主たるターゲットとして、栃木県の移住先としての魅力や暮らし・仕事、先輩移住者の生活体験談、移住支援制度等を伝えるセミナーを企画すること。

① 開催回数

年5回以上

② テーマ及びタイトル設定

本県のセールスポイントを踏まえ、移住により「栃木県で実現できること」や移住検討者の関心が高いトピックをテーマに設定し、そのテーマを効果的に訴求するタイトルを提案すること。

なお、テーマ及びタイトルについては、甲と協議の上、設定する。

（参考：令和7(2025)年度開催実績）

第1回：「都心から90分！栃木で見つける新しい週末の過ごし方」

6月12日(木) 19:00～20:30 参加者数：87名

第2回：「東京と栃木、どっちが快適？住まい&暮らし徹底比較」

7月24日(木) 19:00～20:30 参加者数：69名

第3回：「栃木に転職 地方で働くリアルな暮らし」

9月18日(木) 19:00～20:30 参加者数：59名

第4回：「あなたを応援 栃木で就農移住」

10月16日(木) 19:00～20:30 参加者数：57名

第5回：「地元に帰るって実際どう？Uターン移住のリアルを考える」

12月10日(水) 19:00～20:00 参加者数：52名

③ 開催日時

平日の夜（19:00～60から90分程度を想定）を基本とするが、テーマやターゲットに応じて変更することも可とする。なお、開催日時は甲と協議の上決定する。

④ 開催方法

- i) 甲を主催者、ふるさと回帰支援センター・東京を共催者とする。
- ii) ZOOM ウェビナーや YouTube LIVE 等のオンラインツールを活用したオンラインセミナーを開催すること。
- iii) 各セミナーにおいて、本県の雰囲気を参加者に感じてもらうための現地との中継プログラム等、オンラインならではのプログラムを設けた構成を提案すること。なお、中継プログラムの実施に当たっては、中継場所の確保・手配を行うとともに、使用料等が発生する場合は委託料の中で対応することとし、プログラム構成は、甲と協議の上、決定する。
- iv) 配信に必要なアカウント等については、甲から別途指示がある場合を除き、乙が準備すること。
- v) 配信に使用するオンラインツールについては、参加者がログイン ID を新たに取得するなどの手間をかけず、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定すること。
- vi) セミナーの実施に必要な各種機材等を準備すること。

⑤ 開催規模

- ・ オンラインセミナーは、各回 100 名程度が参加可能な規模とする。

⑥ ゲスト等の登壇

- ・ 各セミナーには、先輩移住者や地域で活躍するキーパーソン等、効果的に本県の暮らしの魅力を発信できるゲストスピーカーを 2 組以上登壇させること。なお、ゲストスピーカーについては乙が提案し、甲と協議の上、選定する。
- ・ ゲスト等に対して謝金等を支払う場合は、委託料の中から支出すること。
- ・ 移住希望者の多くが、移住先での仕事や収入についての不安を抱えていることから、ゲストの選定に当たっては、参加者のこれらの不安の解消に繋がるエピソードを持っている人物（移住に当たり転職や起業を経験した先輩移住者等）を選定することが望ましい。
- ・ 各セミナーについて、とちぎ暮らし・しごと支援センター相談員（以下「相談員」という。）を出演させること。
- ・ 相談員に対し、事務連絡等を行い、開催に向けた調整を進めること。
- ・ なお、相談員の出演に際しては、ふるさと回帰支援センター・東京のセミナールームの予約が必要となる。相談員の出演に使用するセミナールームの手配は甲が行うため、乙は出演者の日程調整が終了した段階で速やかに甲に連絡すること。
- ・ その他、必要に応じて市町その他関係団体等の PR タイムを設けるなど、テーマごとに内容を工夫すること。当該団体に対し、出展の依頼等を行い、開催に向けた調整を進めること。
- ・ なお、甲が別途実施する「令和 8 (2026) 年度女性移住推進事業」（以下「女性移住推進事業」という。）においても、東京圏在住の女性をターゲットに移住セミナーを開催することから、テーマやゲスト、ゲストが在住する市町の選定に当たっては、「女性移住推進事業」のセミナーと重複しないことが望ましい ((2)⑥において同じ。)。

(2) ハイブリッド移住セミナーの企画

地方暮らしや移住を検討している子育て世帯を対象に、栃木県の子育て環境や生活環境の情報発信を行うとともに先輩移住者等と交流できる移住セミナーを企画すること。

① 開催回数

年5回以上

② テーマ及びタイトル設定

本県のセールスポイントを踏まえ、移住を検討する子育て世帯の関心が高い「住まい」「教育」「お金」等をテーマに設定し、そのテーマを効果的に訴求するタイトルを提案すること。

なお、上記テーマ及びタイトルは甲と協議の上、決定する。

③ 開催日時

土日又は祝日の昼（13:30～15:00）を基本とするが、テーマや集客ターゲットに応じて変更することも可とする。なお、開催日時は甲と協議の上、決定する。

④ 開催方法

i) 甲を主催者、ふるさと回帰支援センター・東京を共催者とする。

ii) 対面参加とオンライン参加を合わせた併用型のセミナー（以下「ハイブリッドセミナー」という。）を開催すること。

また、会場は原則として、ふるさと回帰支援センター・東京のセミナールームを利用することとし、会場に要する経費は委託料の中から支出すること。

【ふるさと回帰支援センター・東京 セミナー会場】

所在地：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階

URL：<https://www.furusatokaiki.net/>

定員：セミナー参加者のほか、関係者を含め最大25名

利用料金：36,300円/回（税込）

利用可能時間帯：開催準備から完全撤収までを下表の時間内に行うこと

区分	火曜日～土曜日	日曜日
日の部	11:30～16:00	10:30～15:00
夜の部	16:30～21:00	15:30～20:00

iii) セミナー参加者が本県に興味を持ち、本県への来県につながる要素を取り入れた上で、基本となるプログラム構成を提案すること。本県の子育て環境等を具体的に情報収集することができ、参加者と登壇者等の相互交流のプログラム（交流会等）を設けるなど、対面開催ならではのプログラムを設けること。なお、対面参加者の集客向上に関する手法を提案し、甲と協議の上、実施すること。

iv) オンライン配信に係る業務内容は（1）④の各規定に留意すること。

⑤ 開催規模

・会場（ふるさと回帰支援センター・東京セミナー会場）の定員を踏まえ、各回会場20名程度、オンライン100名程度が参加可能な規模とする。

⑥ ゲスト等の登壇

・各セミナーには、以下のとおり属性を異にする2組以上ゲストスピーカーを登壇させること。なお、ゲスト等については乙が提案し、甲と協議の上、選定する。

i) 先輩移住者

栃木県内に移住し、子育てを行う先輩移住者とする。

ii) 有識者

②で設定した、移住を検討する子育て世帯の関心が高いテーマに応じた有識者（例えば、県内住宅事情に精通した民間事業者（とちぎづくりサポートーズ等）や教育アドバイザー、ファイナンシャルプランナー等を想定）

・ゲスト等に対して謝金及び旅費等を支払う場合は、委託料の中から支出すること。

- ・その他、各セミナーには相談員が出演することを想定している。

⑦ 親子での参加促進策

- ・親子での対面参加を促すため、必要に応じて保育体制の確保又は子ども向けの各種体験の実施（セミナールーム内のスペースや、別の実施場所の確保を含む）など、効果的な方法を乙が提案し、甲と協議の上、実施すること。

(3) 移住セミナーの運営

(1)及び(2)で企画した移住セミナーについて、円滑に運営できるよう、次の業務を行うこと。

① リハーサル、接続テストの実施

各セミナーにつき1回以上、甲及びゲストスピーカー等が参加するリハーサル（接続テスト）を実施すること。

② セミナー当日のオンラインツールの操作等

セミナーで使用するオンラインツール等の操作を行うこと。配信トラブルが発生しないよう万全の準備を行うとともに、必要に応じて各配信会場に乙のスタッフを配置するなど、乙の責任においてトラブル発生時の対応が可能な体制を整備すること。（甲は、基本的に各配信会場に人員を配置しない。）

③ セミナーのファシリテーション

各セミナーにつき1名以上のファシリテーターを設置し、セミナーの進行を行うこと。

④ アンケートの実施及び取りまとめ

甲が指定するアカウントのGoogleフォーム等を使用し、申込時及び実施後に参加者からアンケートを収集すること。アンケートフォームの内容については、業務委託契約締結後に甲から乙に通知する。なお、実施後のアンケートの回収率を高めるための手法について提案し、甲と協議の上、実施すること。

(4) セミナーの広報・集客

セミナーの集客に当たり、次の業務を行うこと。

① チラシの作成

- ・各セミナーについて、案内チラシの電子データ（A4版カラーPDF形式）を作成すること。

② その他広報・集客業務

- ・オウンドメディアや外部メディア等を活用したセミナー情報の発信など、当セミナーのターゲットに対し効果的に訴求し集客効果が期待できる効率的な広報施策について提案すること。広報施策の内容については、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。

③ デジタルマーケティング業務との連携

甲は、本業務とは別に、東京圏在住で移住に興味がある若年層をターゲットとしたディスプレイ広告やリストティング広告等を配信する「栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務」（以下「デジタルマーケティング業務」という。）を実施することとしており、本業務において開催するセミナーについても広報を想定している（各回30万円程度）。必要に応じて、デジタルマーケティング業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。

(5) アーカイブ動画の制作

開催した各セミナーの内容を、一定期間YouTube等の動画配信サイトで公開できるよう、セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて再編集を行い、アーカイブ動画を制作すること。アーカイブ動画の納品期限は各セミナーの開催日から7日後を

目安とする。

(6) 参加者数の報告及びレポートの作成

- ・ 各セミナー開催後、当日中に参加者数の速報値を集計し、電子メールにて甲に報告すること。
- ・ 開催結果概要のほか、参加者アンケートの結果や課題、分析等をまとめたレポートを作成し、各セミナー開催後 10 日以内に納品すること。

(7) 成果報告書の作成

令和 8 (2026) 年度業務完了後速やかに、全セミナーの実施結果概要、参加者の属性分析、アンケートの結果分析等について記載した最終成果報告書を作成し、甲に提出した上で必要に応じて報告会を実施すること。

4 実施体制

- (1) 乙は、本業務を円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を明示すること。
- (2) 業務主任者は、甲、ふるさと回帰支援センター・東京、とちぎ暮らし・しごと支援センター、出展市町、ゲストスピーカー等と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携、調整を図ること。
- (3) 乙は、各業務の実施に先立ち、スケジュール及び(1)で示す実施体制を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と協議の上、決定することとする。

5 委託料の支払等

- (1) 委託料は、8,069,490 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。ただし、3 (1) オンライン移住セミナーに係る業務（当該業務に附隨する 3 (3)～(7) に係る業務を含む）については、3,271,840 円、3 (2) ハイブリッド移住セミナーに係る業務（当該業務に附隨する 3 (3)～(7) に係る業務を含む）については、4,797,650 円を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

6 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上解決を図るものとする。
- (5) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、業務計画書に役割分担等を記載すること。
- (6) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- (7) 本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出していくはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録

された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。
- 3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は発注者を、「乙」は受託者を指す。